

【様式編】

【 土砂災害・浸水 】
避難確保計画

【施設名： 友田保育園 】

令和 3 年 7 月 21 日 作成

様式編 目 次

市に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難経路図	2	別紙 1
	施設内の避難経路図	3	別紙 2
4	防災体制	4	様式 2
5	情報収集・伝達	5	様式 3
6	避難誘導	6	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	} 様式 5
8	防災研修及び訓練の実施	7	
	—以下は非該当—		
9	自衛水防組織の業務に関する事項	8	様式 6

1 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2・水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2・水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

本施設における園児と職員の数、並びに想定される浸水は次のとおりである。

園児と職員数

人 数			
昼間・夜間		休日	
園児	職員	園児	職員
昼間 100 名	昼間 33 名	休日 0 名	休日 0 名
夜間 0 名	夜間 0 名		

想定される土砂災害

現象名 (該当するものに○)	該当区域 (警戒区域・特別警戒区域)	箇所番号
急傾斜地の崩壊 土石流 地滑り	土砂災害警戒区域	205004-D014

想定される浸水

対象	該当の有無	浸水深
多摩川	非該当	m～ m未満

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害時の避難場所は、土砂災害ハザードマップの土砂災害警戒区域から、洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの浸水深および浸水継続時間から、次のとおりとする。

▼土砂災害ハザードマップは青梅市公式ホームページから確認する。

○土砂災害ハザードマップ

(http://www.city.ome.tokyo.jp/bosai/hazard_map.html##01)

▼洪水ハザードマップは青梅市公式ホームページから確認する。

○洪水ハザードマップ

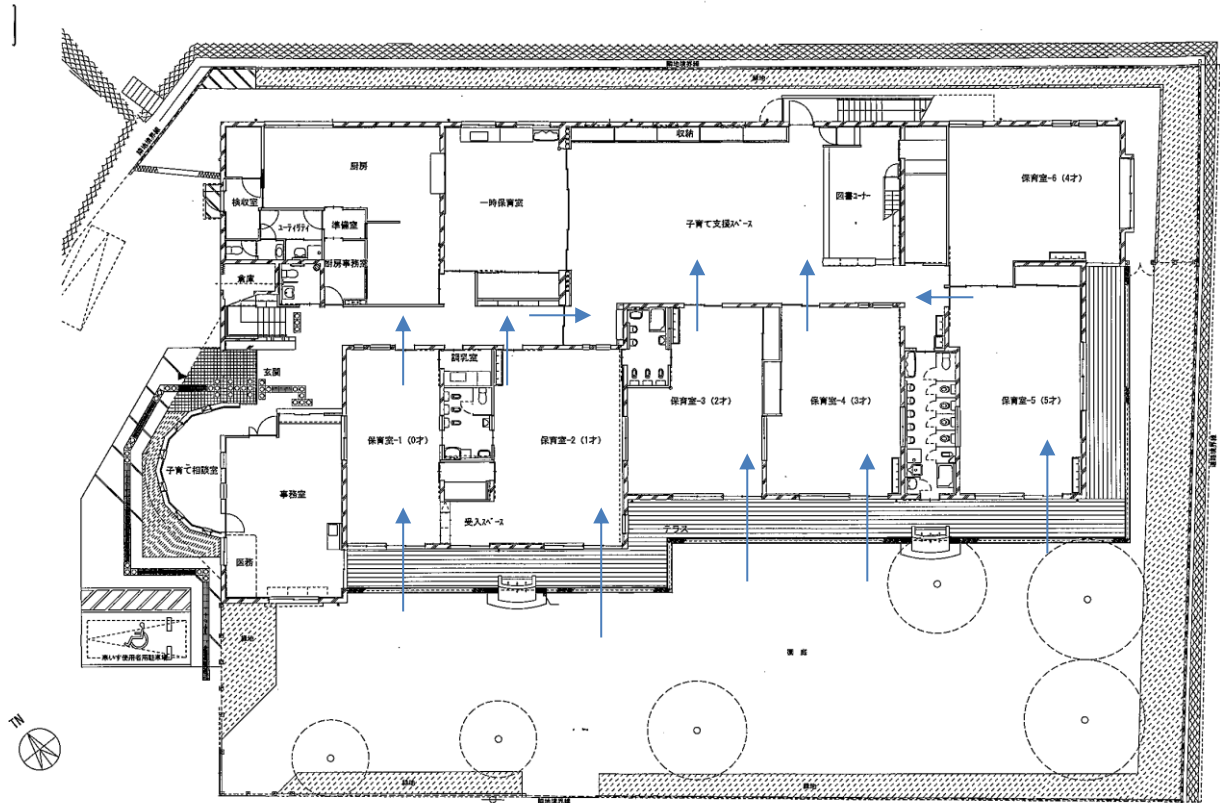
(<https://www.city.ome.tokyo.jp/bosai/2901kouzuihaza-domappu.html>)



【施設内の避難経路図】

施設内で安全を確保する（屋内安全確保）場合は次のとおりとする。

避難経路図



屋外から避難する場合は、各保育室出入口から子育てスペース（のびっ子ホール）へ避難する。

状況によっては、2階の会議室及び職員休憩室、屋上へ避難する。

4 防災体制

体制に応じた活動内容及び対応要員を、次のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨注意報が発表された場合 ・台風接近や大雨が予想される場合	注意体制確立	土砂災害警戒情報の収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難が発令された場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表された場合	警戒体制確立	予想降水量の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 避難支援の協力依頼 避難所の開設状況の確認 園児の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統轄管理者）の指揮命令に従うものとする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

①収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	<input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ <input type="checkbox"/> 気象庁ホームページ <input type="checkbox"/> 青梅市メール配信サービス など
土砂災害に関する情報	<input type="checkbox"/> 国土交通省ホームページ「被害状況」 <input type="checkbox"/> 気象庁ホームページ「土砂災害の危険度分布」 など
避難情報 高齢者等避難 避難指示	<input type="checkbox"/> 防災行政無線 <input type="checkbox"/> 防災行政無線音声応答サービス (0800-800-0062) <input type="checkbox"/> 青梅市メール配信サービス <input type="checkbox"/> 緊急速報メール※ <input type="checkbox"/> 青梅市公式ホームページ <input type="checkbox"/> ツイッター (@ome_city_tokyo) など

※緊急速報メールとは、国や気象庁、青梅市が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

②施設の職員は、市が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「青梅市メール配信サービス」の次の項目を登録し、情報収集に努める。

○青梅市メール配信サービス
ome@mpx.wagmap.jp

配信される情報
<input type="checkbox"/> 気象警報（大雨警報、土砂災害警戒情報等） <input type="checkbox"/> 避難情報 など

(2) 情報伝達

- ① 避難情報や洪水予報等が発令されたことを把握した職員は、直ちに施設の管理権限者（または自衛水防組織の統括管理者）にその内容を報告する。
- ② 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立情報、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

本施設では、「**長淵地区**」に避難情報が発令された際に、避難の対象となる。

避難を開始する場合は避難場所の開設状況を青梅市メール配信サービスや青梅市公式ホームページ等から確認する。

(1) 避難場所

避難場所は土砂災害・浸水が想定されない区域に定める。

ただし、園児等の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 及び別紙 2」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 (土砂災害警戒区域外) (浸水想定区域外)	友田小学校	(700) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 (1) 台
屋内安全確保	のびっ子ホール		

(4) 避難誘導方法

時間帯毎（昼夜、休日）の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導體制は、次のとおりとする。

- 避難場所までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難誘導にあたっては拡声器・メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と認識できるよう誘導用ビブスを着用する。夜間の避難にあたっては照明器具を用いるなどして、避難ルートや側溝等の危険個所を指示する。
- 職員のみでの避難誘導に支障がある場合は、地域や外部の関係者に応援を要請する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者の有無について確認する。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

資 機 材	
情報収集 ・伝達	情報収集：青梅市防災行政無線・メール配信サービス、気象庁ホームページ等、パソコン、ファクス 伝達：Web 連絡網、携帯電話、NTT東日本災害用伝言サービス・災害用伝言板
避難誘導	誘導ロープ、避難車、メガホン、防災キャップ、雨ガッパ、懐中電灯
施設内の 一時避難	毛布、ポータブル電源、照明設備
高齢者用	
障害者用	
乳幼児用	非常用食料・飲料水、紙おむつ、消毒液、体温計
その他	

8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年 6 月に全従業員を対象として、情報収集伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 1 月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年___月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年___月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。